

黒松内町地域材利用推進方針

策定日 平成26年10月23日

施行日 平成26年10月23日

黒松内町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、黒松内町内をはじめ北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物等における利用の促進を図るための基本的事項等を定めるものです。

第1 公共建築物等における地域材の利用の促進の基本的事項

1 公共建築物等における地域材の利用の促進の意義

黒松内町を含めた北海道の森林は、天然林の広葉樹をはじめカラマツやトドマツを中心とした人工林が広がり、住民の暮らしにとって、水源のかん養や土砂災害防止、二酸化炭素を吸収し酸素の提供、山菜などの自然の恵みやレクリエーションの場など重要な役割を果たしており、町民のかけがいのない財産といえます。

しかし、北海道の林業及び木材産業等は、輸入木材の増加など厳しい情勢から地域材の利用が低調であり、事業活動の停滞につながり、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況になっています。

このような状況の中で、地域材の需要を拡大することは、森林から産出される木材等の収益が森林整備や保全に向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や雇用の場の確保から地域経済の活性化をめざす上からも重要です。

また、木材は、断熱性や調湿性等に優れ、再利用が可能な資源であることから、その利用の推進により健康的でぬくもりのある快適な生活空間の形成や地球温暖化の防止にも貢献するものです。

これらのことから、町は町内の公共建築物等において積極的に地域材を利用することにより、木材利用と計画的な森林整備の両立を推進し、その効果に関して町民への理解を深めることが重要です。

2 地域材の利用を促進すべき公共建築物等

この推進方針において、地域材の利用を促進すべき公共建築物等は、法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物（法第2条第1項各号、第2項及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げるもの）のうち、本町が整備する別表1から3に示す対象施設又は対象設備等とします。

3 公共建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物等の整備においては、木造化（注1）又は内装等の木質化（注2）、工作物等資材の木材化（注3）を図ることにより、地域材の利用の促進に努めます。

注1 木造化

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組等の全部又は一部に木材を利用すること。

注2 木質化

建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

注3 木材化

公共工事における工事現場の仮設資材や道路、公園等の工作物等の全部又は一部に木材を利用すること。

第2 公共建築物等における地域材の利用の目標

公共建築物等における地域材の利用に当たっては、次により推進します。

1 木造化の推進

町は、その整備する公共建築物について、可能な限り木造化を検討するものとし、地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況、施設利用の安全性や性質等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努めます。なお、その場合の基準は別表1のとおりです。

2 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、内装等の木質化が適切と判断される部分は、木質化を図るよう努めます。なお、その場合の基準は別表2のとおりです。

3 木材化の推進

町は、公共工事の実施において、工事現場の仮設資材や公園等の工作物等ら木質系の材料の使用が適切と判断される部分は、木材化を図るよう努めます。なお、その場合の基準は別表3のとおりです。

第3 その他町内の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めます。

また、公共建築物等の整備に当たっては、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断した上で、地域材の利用に努めます。

2 公共建築物等における地域材利用の推進体制

町の公共建築物等における地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、町の関係課と関係機関が連携を図り、必要な情報交換を行うなど、地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めます。

別表1 木造化推進基準

対 象 施 設	施設の規模	備 考
学校、社会福祉施設（保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（生涯学習館、図書館等）、公営住宅、交流施設、集会所、町の事務・事業の用に供される庁舎	地上2階建以下かつ延べ床面積3,000㎡以下の施設	建築基準法などの法令や施設の設置基準及び施設の用途や維持管理の特殊性などに配慮し、総合的に勘案し判断する。
集会所、町職員住宅	地上2階建以下かつ延べ床面積200㎡以下の施設	

別表2 木質化推進基準

対 象 施 設	施設の規模	備 考
学校、社会福祉施設（保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（生涯学習館、図書館等）、公営住宅、交流施設、集会所、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、町職員住宅	内装部分のホール、ロビー、廊下、居室、会議室等不特定多数の町民等が集まる施設内の個所及び外装部分	建築基準法などの法令や施設の設置基準及び施設の用途や維持管理の特殊性などに配慮し、総合的に勘案し判断する。

別表3 木材化推進基準

対 象 設 備 等	備 考
工事用仮設看板・フェンス、公共施設における付帯施設（案内板、フェンス、遊具等）	建築基準法などの法令や施設の設置基準及び施設の用途や維持管理の特殊性などに配慮し、総合的に勘案し判断する。